

【生産性向上設備投資促進税制】 経済産業省

主旨

- 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、経済の発展を図るため該当設備を導入する際の税制措置

条件

(LED照明の場合: 先端設備→建物付属設備→『電気設備』の部類に該当)

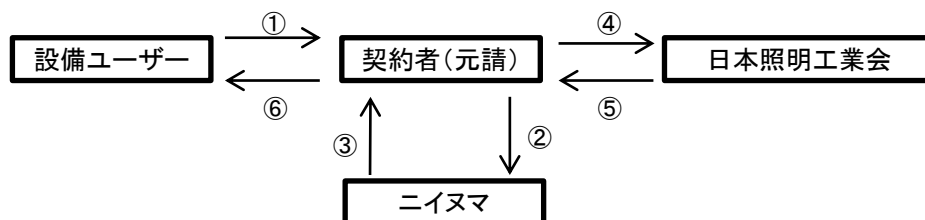
- 最新モデルの製品であること
- 旧モデルと比較し消費電力が年平均1%以上向上していること
- 最低取得価格1,200,000円以上(製品代のみ)であること
- 器具一体型の製品のみ対象(現状ニイヌマ対象製品: TU/NA Value TU/Value NA) ※2015年7月17日現在
- 2014年10月以降に納入した対象の製品型式に限る(最新モデルの条件)
- 建物に付帯する照明設備であること(屋内であること) 注意: 条件は急遽変更になる場合がございます。

※製品ラベルが必要な為、導入される際は必ず本税制を使用したい旨をお伝えください。既に導入されている製品で申請の場合はラベルを発送させていただきます。

税制措置

- 即時償却または税額控除5%の選択制(平成28年3月31日まで)
- 特別償却50%または税額控除4%の選択制(平成28年4月1日～平成29年3月31日まで)

手続きスキーム



- ①設備ユーザーが契約者(元請)に助成金の申請を依頼。
- ②契約者(元請)より日本照明工業会のHPから『生産性向上設備投資促進税制』の項目より手続き書【様式1】と【様式2】を例に従って記載。
- ③契約者(元請)がメーカーから、旧モデルと新モデルの比較する為のカタログなどのPDFファイルを取得。
- ④【様式1】と【様式2】+旧モデル新モデルの比較カタログを同封し、契約者(元請)が日本照明工業会に郵送。
- ⑤郵送後、日本照明工業会の事務手続きが完了し、不備がなければ実働30日間程で工業会から証明書を発行され契約者(元請)に証明書が郵送される。
- ⑥発行された証明書を設備ユーザーに転送し、税務申告の際、確定申告等に証明書を添付し所轄の税務署に提出。

○生産性向上設備投資促進税制についてのお問い合わせ